

愛媛県介護サービス情報指定調査員養成研修機関指定要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第5章第9節に規定する介護サービス情報の公表に関し、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第37条の7第4項の規定に基づく指定調査員養成研修機関の指定要件及び指定手続き等を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 指定調査員養成研修機関として指定を受けようとする者は、指定調査員養成研修機関指定申請書(別紙1)に次の書類を添付して、知事に申請するものとする。

(1)別紙1に係る様式1～4

(2)別紙1に係る別添書類

2 法人申請中の団体が前項の申請を行う場合は、法人申請が受理されている旨の証明書を添付し、法人が認可され次第、必要な書類を提出するものとする。

3 知事は、審査の結果、申請のあった者が指定調査員養成研修機関として適当であると認める場合は、指定調査員養成研修機関として指定し、申請者に通知するものとする。

4 知事は、指定調査員養成研修機関の指定を行った場合又は、その取消しを行った場合は、指定又は取消しを行った者の名称及び所在地を公示するものとする。

(変更又は廃止の承認)

第3条 政令第37条の7第4項第三号イの規定による指定調査員養成研修機関の業務の変更又は廃止の承認の申請は、別紙2により行うものとする。

2 前項の申請書は、当該業務の変更又は廃止を行おうとする日の3か月前までに、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の承認を行った場合は、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 政令第37条の7第4項第三号ロの規定による指定調査員養成研修機関の業務の変更の届出は、別紙3により行うものとする。

2 前項の届出は、その変更があった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(指定調査員養成研修機関の情報の公開)

第5条 指定調査員養成研修機関は、前条までの申請書及び添付書類のほか、その運営内容について、県が必要に応じ公表することを承諾するものとする。

附則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月24日から施行し、同年4月1日から適用する。